

JASSO海外留学支援制度協定派遣奨学金の受給資格・要件

次の(1)～(8)に掲げる資格及び要件を全て満たす者とします。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。

- ※1 日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。
- ※2 多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。

(2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。

- ※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。

(3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

- ※1 機構が実施する2023年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えない者を優先とします。機構が実施する国内の奨学金「第一種 第二種奨学金」（貸与型）の受給者であっても、本制度の家計基準を満たしているか、改めて確認が必要です。

第二種奨学金の家計基準の目安は、機構ウェブサイト公表しています。

「日本学生支援機構ウェブサイト（在学採用の奨学金の基準）」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html

- ※2 奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

(4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。

(5) 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。

- ※1 退学 除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
- ※2 プログラム途中で正規の課程を卒業 修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中で学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。

(6) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者。

[成績評価係数の算出方法]

JASSOの定める成績評価係数(3点満点のGPA、不可も計算に含める)は、本学の成績証明書に掲載しているもの(4点満点のGPA、不可を含めない)と異なります。

各自で必ず【前年度1年間の成績を基に】JASSOの定める成績評価係数を算出してください。

JASSOの定める成績評価係数の算出方法(電気通信大学の場合) (小数点第3位を四捨五入)

$$\{("秀"の単位数 \times 3) + ("優"の単位数 \times 3) + ("良"の単位数 \times 2) + ("可"の単位数 \times 1) + (不可の単位数 \times 0)\} \div 総登録単位数$$

※可否で判定する科目は含まない。

※申請時に学域1年次の場合は、①前期の成績が出ていたら前期の成績で計算し、②前期の成績が出ていない場合は計算不要です。

※自由科目、教職科目、認定単位、「総合コミュニケーション科学」、「輪講A」、「輪講B」、「卒業研究

A)、「卒業研究B」は計算に含めない。また、不可になった科目を再履修して合格となった場合、以前の不可は計算に含めない。

(7)本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者。

※1 機構が実施する国内の奨学金「第一種 第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、各学校の国内の奨学金（貸与型）担当者を通じて、休止手続き（「異動願」の提出）をとってください。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ありません。

※2 機構が実施する海外留学の奨学金「第一種奨学金（海外協定派遣対象）」は、本制度による派遣学生のうち、別に定める要件を満たす者（諸外国の高等教育機関等への留学期間 3 か月以上 1 年以内の者等）を対象としています。申請する場合は、事前に本制度の派遣学生として承認されていることが必要です。

※3 機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、各学校の国内の奨学金（給付型）担当者を通じて、停止手続き（「異動願」の提出）をとってください。

※4 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給は認められません。

※5 「本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等」（以下、「他の奨学金」という。）とは派遣学生に直接支給されるものを指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金に該当しません。

※6 他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※7 他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認してください。

※8 プログラムの目的・目標達成及び学生の学修(研究)に支障がないと大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給が可能です。

※9 他の奨学金を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。

※10 在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金は、他の奨学金に該当しません。

(8)外務省の「海外安全ホームページ」上の「 レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

※1 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。

※2 派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル 2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

＜参考＞ ■ レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。

■ レベル 3 渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

■ レベル 4 退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

※3 安全情報は刻々と変化します。常に最新の情報をもって、安全を確認してください。